

2006年5月19日

各 位

会 社 名 明 星 電 気 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 C E O 落 合 裕 太 郎  
(コード番号 6709 東証第二部)  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 兼 C F O 丸 田 善 崇  
(TEL 03-3814-5116)

### 内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 19 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせします。

#### 記

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
役員倫理規程を定め、必要に応じ外部の専門家を起用して法令定款違反行為を未然に防止する。取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務執行に係る情報については、情報管理規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、所定の保存期間中は閲覧可能な状態を維持することとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
企業価値に影響を与える広範なリスクをトータルかつ適切に識別したうえ、リスク管理体制の基礎としてリスク管理規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて専門家の助言を求めた上で迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えるものとする。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会は、月 1 回定時に開催するほか適宜機動的に開催し、法令で定められた

事項や経営方針、経営戦略に関わる重要事項を決定する。また取締役会では、取締役の業務執行状況を逐次監督しているが、これを継続、強化する。

- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程及び業務規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることとする。

#### 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス体制の基礎として「行動指針」があり、それに基づく「明星電気グループ行動規範」を制定済みであり、当取締役会です承済みの「明星電気グループのコンプライアンス推進体制について」において明星電気グループにおけるコンプライアンスを確保するための組織、管理、規程、教育、問題発生時の対応について定めている。取締役はこれら指針等を率先垂範するとともに、従業員への周知徹底を強力に進めることとする。
- (2) 取締役は重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものとする。
- (3) 監査役は当社グループのコンプライアンス体制に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

#### 6. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「行動指針」を含む当社の企業理念、「明星電気グループ行動規範」、「明星電気グループのコンプライアンス推進体制について」などは当社関連会社をも対象としており、当社の関係会社管理規程を拡充して、明星電気グループを一体として内部統制できる体制を強化する。

#### 7. 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役職務を補助すべき使用人に関する規程を定め、監査役職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することができるものとする。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立を確保するものとする。
- (2) 監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しないこととする。

#### 8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する

体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ( 1 ) 取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項及び時期についての規程を定めるとし、当該規程に基づき、取締役及び使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。前記に拘らず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
- ( 2 ) ( 1 ) で定める規程及び内部通報規程の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

以 上